

建設工事に係る最低制限価格の運用要領

制定 平成22年1月15日

最終改正 平成30年3月28日

(趣旨)

第1条 本運用要領は、山武郡市広域水道企業団が一般競争入札または指名競争入札(以下「入札」という。)により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令第167条の10第2項(第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領は、競争入札に付する建設工事に適用するものとする。ただし、企業長が最低制限価格制度を適用する必要がないと特に認めるものについては、この限りでない。

(最低制限価格の算定方法等)

第3条 最低制限価格は、工事の予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額(以下「予定価格」という。)に、次に掲げる額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)の合計額を当該工事設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額(以下「工事価格」という。)で除して得た割合(小数点以下第2位を四捨五入とする。)を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。ただし、次に掲げる額の合計額を当該工事の工事価格で除して得た割合が、10分の8.8を超える場合にあつては当該工事の予定価格に10分の8.8を乗じて得た額とし、10分の7に満たない場合にあつては当該工事の予定価格に10分の7を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項各号に掲げる額が明確に区分されていないものについては、前項の算定方法にかかわらず10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合とする。

(公表等)

第 4 条 最低制限価格を設けるときは、一般競争入札にあつては公告において、指名競争入札にあつては参加者の指名に係る通知において、その旨を明示するものとする。

(委任)

第 5 条 この要領の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。